

写

議案第 三十三号

第二次農業構造改善事業吉田地区農地造成事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十三年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

一 事業の名称及び工事名

第二次農業構造改善事業

吉田地区農地造成工事

二 施行場所

東伯郡三朝町大字吉田・余戸・片柴及び坂本地内

三 事業の概要

農地造成面積 一〇〇ヘクタール

四 事業費

五二六〇〇〇〇円

五 事業の実施方法

請負

六 事業の実施時期

昭和五十三年度